

出願意匠「Handle for electric toothbrush／電動歯ブラシの柄」拒絶審決取消請求
事件：知財高裁平成 30(行ケ)10152・平成 31 年 4 月 1 日（4 部）判決<請求棄却>

【キーワード】

意匠の類似（意匠法 3 条 1 項 3 号）、意匠法の本質、創作保護法、本体と部分

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告（コーニンクレッカ フィリップス エヌ ヴェ）は、平成 28 年（2016 年）7 月 14 日、意匠に係る物品を「Handle for electric toothbrush」とし、意匠に係る形態を別紙 1 のとおりとする意匠（以下「本願意匠」という。）について、国際意匠登録出願（意願 2016-501017 号。パリ条約による優先権主張日同年 2 月 22 日。以下「本願」という。）をした。

原告は、平成 29 年 10 月 18 日付けで拒絶査定（甲 10）を受けたため、同年 12 月 21 日、拒絶査定不服審判を請求した（甲 11）。

特許庁は、上記請求を不服 2017-18949 号事件として審理し、平成 30 年 6 月 18 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決（以下「本件審決」という。）をし、その謄本は、同月 28 日、原告に送達された。

(2) 原告は、平成 30 年 10 月 26 日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由は、別紙審決書（写し）のとおりである。その要旨は、本願意匠と本願の優先日前に頒布された刊行物である意匠公報（甲 1）に記載された意匠登録第 1432629 号（意匠に係る物品「電気歯ブラシ本体」）の意匠（以下「引用意匠」という。別紙 2 参照。）は、意匠に係る物品が共通し、形態においても、相違点を総合しても、その視覚に訴える意匠的效果としては、共通点が生じさせる効果のほうが大きく、意匠全体として需要者に共通の美感を起こさせるものであり、両意匠は類似するから、本願意匠は、意匠法 3 条 1 項 3 号に掲げる意匠に該当し、意匠登録を受けることができないというものである。

(2) 本件審決が認定した本願意匠及び引用意匠の各形態、本願意匠と引用意匠の共通点及び相違点は、以下のとおりである。なお、本件審決は、両意匠の対比のため、本願意匠に係る別紙 1 の「1. 2」を正面図、「1. 3」を背面図、「1. 4」を左側面図、「1. 5」を右側面図、「1. 6」を平面図、「1. 7」を底面図と認定した。

ア 本願意匠の形態

- (ア) 全体は、隅丸長方形の底部より、僅かに正面側に偏心しながら、円状の上面にかけて側面視背面側を窄めた略円柱状の電動歯ブラシ本体把持部と、該本体把持部上面に設けられた、該上面の略半径の長さを直径とする略円柱状の基台部とその上に配された縦長板状のシャフト（以下「シャフト部」という。）によって構成され、
- (イ) シャフトについて、本体把持部の偏心に沿って正面側に僅かに傾倒し、正面視中央部に横断する段差が設けられ、背面側には略縦長矩形の凹部が設けられ、
- (ウ) 本体把持部の正面には、上端より全長の約3分の1の箇所と、約2分の1の箇所に、僅かに凹部をなす略円状の電動歯ブラシ動作制御用鉤が縦に2つ配され、
- (エ) 本体把持部の上端近くに、上面と平行になるように環状細線が配され、
- (オ) 本体把持部の下部には、下面と平行になるように切り替え線が設けられ、該切り替え線より下部は極僅かに窄まり、
- (カ) シャフト部の基台部については、基台部周側面中央に、僅かに緩やかな段差を設けてその下部を拡張するものとしている。

イ 引用意匠の形態

- (ア) 全体は、隅丸長方形の底部より、僅かに正面側に偏心しながら、円状の上面にかけて側面視背面側を窄めた略円柱状の電動歯ブラシ本体把持部と、該本体把持部上面に設けられた、該上面の略半径の長さを直径とする略円柱状の基台部とその上に配された略縦長板状のシャフト（以下「シャフト部」という。）によって構成され、
- (イ) シャフトについて、本体把持部の偏心にそって正面側に僅かに傾倒し、正面視中央部に横断する段差が設けられ、背面側には縦長矩形の凹部が設けられ、
- (ウ) 本体把持部の正面には、上端より全長の約3分の1の箇所に、僅かに凹部をなし二重の外形線を有す略円状の電動歯ブラシ動作制御用鉤が配され、
- (エ) 本体把持部の上端より全長の約2分の1の箇所に、上面と平行になるように環状細線が設けられ、
- (オ) シャフト部の基台部については、該基台部全体の約3分の2にあたる下部の形状を円柱状とし、約3分の1をなす上端部は下部より僅かに太い円盤状とし、さらに上端に向けて僅かに縮径するねじ山状としている。

ウ 共通点

(共通点1)

全体は、隅丸長方形の底部より、僅かに正面側に偏心しながら、円状の上面にかけて側面視背面側を窄めた略円柱状の電動歯ブラシ本体把持部と、該本体把持部上面に設けられた、該上面の略半径を直径とする略円柱状の基台部

とその上に配された縦長板状のシャフト（以下「シャフト部」という。）で構成をされている点。

（共通点 2）

シャフトについて、本体把持部の偏心にそって正面側に僅かに傾倒し、正面視中央部に横断する段差が設けられ、背面側には略縦長矩形の凹部が設けられている点。

エ 相違点

（相違点 1）

本願意匠は、本体把持部の正面に上端より全長約 3 分の 1 の箇所と、約 2 分の 1 の箇所に僅かに凹部をなす略円状の電動歯ブラシ動作制御用釦が縦に 2 つ配されているのに対して、引用意匠は、上端より全長約 3 分の 1 の箇所に 1 つ配されるものとなっている点。

（相違点 2）

本願意匠は、電動歯ブラシ動作制御用釦の外形線が一重の円状であるのに対して、引用意匠は、該動作制御用釦の外形線が二重の円状となっている点。

（相違点 3）

本願意匠は、本体把持部の上端から僅かに下部に環状細線が配されているのに対して、引用意匠は、上端より全長の約 2 2 分の 1 にあたるところに環状細線を設けている点。

（相違点 4）

本願意匠は、本体把持部の下部には、本体把持部下端面と平行になるように切り替え線が設けられ、該切り替え線下部は僅かに窄まっているのに対して、引用意匠には切り替え線が設けられてなく、本体把持部の下端は窄まることなくそのまま垂下している点。

（相違点 5）

本願意匠は、シャフト部の基台部について、基台部周側面中央に、緩やかな段差を設けてその下部を拡径するものとしているのに対し、引用意匠は、該基台部の全体の約 3 分の 2 を占める下部を略円柱状で形成し、約 3 分の 1 をなす上部については、下部よりも僅かに太い円盤状とし、その上には上端に向けて縮径するねじ山状を形成している点。

3 取消事由

本願意匠と引用意匠の類否判断の誤り

【判 断】

1 本願意匠と引用意匠の類否について

(1) 本願意匠（別紙 1）及び引用意匠（別紙 2）の各形態、本願意匠と引用意匠の共通点及び相違点に関する本件審決の認定（前記第 2 の 2 (2)）に誤りがないことは、当事者間に争いがない。

両意匠の意匠に係る物品は、電動歯ブラシの本体（把持部）であり、主な需

要者は、電動歯ブラシを使用する一般消費者である。そして、かかる需要者が、電動歯ブラシを使用するときは、通常、シャフト部にブラシヘッドを装着した電動歯ブラシの本体を手に取り、歯磨き粉を付けたブラシヘッドを口腔内に入れてから本体の動作制御釦を押して始動した後、本体を把持しながら、ブラシヘッドを歯に当てて歯磨きを行うことからすると、本体把持部の握りやすさや操作の容易さを重視し、本体把持部の全体形状に特に注目をするものと認められる。

しかるところ、両意匠は、「全体は、隅丸長方形の底部より、僅かに正面側に偏心しながら、円状の上面部にかけて側面視背面側を窄めた略円柱状の電動歯ブラシ本体把持部と、該本体把持部上面に設けられた、該上面の略半径を直径とする略円柱状の基台部とその上に配された縦長板状のシャフト（シャフト部）で構成をされている点」（共通点1）及び「シャフトについて、本体把持部の偏心にそって正面側に僅かに傾倒し、正面視中央部に横断する段差が設けられ、背面側には略縦長矩形の凹部が設けられている点」（共通点2）で共通する。

そして、共通点1は、底面に対して僅かに正面側に偏心した本体把持部の全体形状に係るものであって、本体把持部の握りやすさ及び操作の容易性に及ぼす影響が大きいこと、共通点2は、本体把持部の偏心にそって正面側に僅かに傾倒したシャフト部の形状に係るものであって、本体把持部の偏心した形状と相まって歯に当たるブラシヘッドの角度に影響を及ぼすことに照らすと、共通点1及び共通点2は、これを見る需要者に対し、全体として、共通の美感を起こさせるものと認められる。

他方で、両意匠は、相違点1（本願意匠は、本体把持部の正面に上端より全長約3分の1の箇所と、約2分の1の箇所に僅かに凹部をなす略円状の電動歯ブラシ動作制御用釦が縦に2つ配されているのに対して、引用意匠は、上端より全長約3分の1の箇所に1つ配されるものとなっている点）、相違点2（本願意匠は、電動歯ブラシ動作制御用釦の外形線が一重の円状であるのに対して、引用意匠は、該動作制御用釦の外形線が二重の円状となっている点）、相違点3（環状細線の位置）、相違点4（本体把持部の下部の形状及び切り替えの有無）及び相違点5（シャフト部の基台部の形状）において相違するが、これらの相違点から受ける印象は、両意匠の上記共通点から受ける印象を凌駕するものではない。

したがって、本願意匠と引用意匠は、これらの相違点を考慮しても、需要者の視覚を通じて起こさせる全体的な美感を共通にしているものと認められるから、本願意匠は、引用意匠に類似するものと認められる。

(2)ア これに対し原告は、①共通点1に係る「全体は、隅丸長方形の底部より円状の上部にかけて側面視背面側を窄めた略円柱状の本体把持部と、略円柱状の基台部と略縦長板状のシャフトとを有する電動歯ブラシ本体」の構成態様は特徴的な形状であるとはいえない、②共通点1のうち、「本体把持部が僅

かに偏心していること」は、需要者に与える印象という観点からは、従来から存在する上部にかけて側面視背面側をただ窄めただけの形状と明確な区別のつくものではないため、特徴的な形状とはいえない、③共通点2に係る「シャフト部の背面側に略縦長形状の凹部が設けられている点」は、その部位があまりに小さく、背面に備えられていることと相まって、需要者の注意をひく部分とはなり得ないため、特徴的な形状ということとはできないとして、本願意匠の基本的構成態様は、需要者である使用者の注意を強くひくものとはいえず、共通点1及び2に係る態様は、需要者に共通の美感を起こさせるものとはいえない旨主張する。

しかしながら、上記①の点は、共通点1のうち、一般的な電動歯ブラシの本体が有する形状と共通する一部の形状のみを取り上げたものであり、共通点1の有する全ての形状について言及したものとはいえない。

また、上記②の点は、本体把持部の全体形状に特に着目する需要者（前記(1)）においては、本体把持部が僅かに偏心している本願意匠の形状と本体把持部の底面に対して軸を垂直にしたまま上部にかけて側面視背面側を窄めただけの形状とを容易に区別するものと認められる。

さらに、上記③の点は、共通点2のうち、一部の形状のみを取り上げたものであり、シャフトが本体把持部の偏心にそって正面側に僅かに傾倒している点及びシャフトの正面視中央部に横断する段差が設けられている点を看過している。

以上のとおり、原告の上記主張は、共通点1及び共通点2の形状の一部のみに着目したものであって、これらの共通点の全体が与える視覚的效果を踏まえたものといえないから、採用することができない。

次に、原告は、①歯を磨くという電動歯ブラシの機能の観点からは、需要者が電動歯ブラシを操作する動作制御釦の位置、大きさ及び形態が最も強く需要者の注意をひく部分であり、要部である、②需要者は電動歯ブラシを使用する際に必ず動作制御釦部を観察するから、動作制御釦部が、全体と比較して僅かな範囲のものであるとしても、需要者に対し、強い印象を与えること、釦が2つの場合は、それぞれの釦の機能を考慮しながら釦を操作するため、2つの釦を注視することとなり、釦が1つの場合と比べて、釦の形態により注意が向けられることに照らすと、本願意匠の釦が縦に2つ配されている態様（相違点1に係る本願意匠の態様）は、上の釦の径より、下の釦の径がやや小さく形成されているという点と相まって、需要者の注意を強くひくものであり、釦が1つ配されている態様の引用意匠とは異なる美感を起こさせるものであるとして、本願意匠の要部である動作制御釦が需要者に与える印象は引用意匠とは大きく異なるから、両意匠は、全体として類似しない旨主張する。

しかしながら、前記(1)認定の電動歯ブラシの通常の使用態様に照らすと、需要者は、本体把持部の握りやすさや操作の容易さを重視し、本体把持部の全体形状に特に注目をするものと認められ、動作制御釦の位置、大きさ及び形態

は、電動歯ブラシの操作時に需要者の一定の注意をひく部分であるとしても、最も強く需要者の注意をひく部分であるとはいえない。

また、甲2（意匠登録第1478109号の意匠公報）記載の「電動歯ブラシ本体」の意匠（別紙3）及び甲3（意匠登録第1219080号の意匠公報）記載の「電動歯ブラシ」の意匠（別紙4）によれば、電動歯ブラシに動作制御釦を2つ配することは、本願の優先日前に、普通に行われていたものと認められる。そして、本願意匠の2つの動作制御釦は、1つは、本体把持部上端より全長約3分の1の箇所に配され、引用意匠の動作制御釦とその位置が共通し、他の1つは、上記動作制御釦の垂下にあたる本体把持部上端より全長約2分の1の箇所に配され、特異な位置にあるとの印象を与えるものではない。

加えて、本体把持部の上部側に配された動作制御釦の直径より、その下部に配された動作制御釦の直径が僅かに小さく形成されている2つの動作制御釦を有する電動歯ブラシの本体把持部の形態は、本願の優先日前に公知であったこと（乙1）に照らすと、本願意匠の動作制御釦が、2つ縦に配され、僅かに凹部をなし、上の釦の径より、下の釦の径がやや小さく形成している点は、特徴的なものとはいえず、需要者の注意を特にひくものとはいえないから、本願意匠の動作制御釦と引用意匠の動作制御釦の構成態様の違いが需要者の視覚を通じて起こさせる両意匠の全体的な美感に影響するものと認めることはできない。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 以上のとおり、本願意匠は、引用意匠に類似するものと認められるから、これと同旨の本件審決の判断に誤りはない。

2 結論

以上によれば、原告主張の取消事由は理由がなく、本件審決にこれを取り消すべき違法は認められない。

したがって、原告の請求は棄却されるべきものである。

【論 評】

1. この判決を読むと、いろいろ疑問が出てくるのである。

第1に、本願意匠と引用意匠との出願人は同一人であるのに、なぜ本願意匠は拒絶されたのか。

第2に、本願意匠に係る物品は「Handle for electric toothbrush」であるのに対し、引用意匠は「電気歯ブラシ本体」であり、当該物品の部分や部品に係る意匠ではないのに、なぜまずこの点を区別して対比観察しないのか。

第3に、意匠法は意匠の保護を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的としているのに、なぜ当業者ではなく需要者が人的基準として登場するのか。

2. 1 本願意匠は願書の「意匠に係る物品」の項に記載してあるのには「Handle for」（・・・の柄体）であるのに、表現されている図面には「電気歯ブラシの

本体」自体であるから、引用意匠に係る物品とは同一と言える物品であり、表現されている形態の正面図を見ると、柄体に見えるスイッチ(?)が1個か2個の差異だけであり、首部分に見える輪郭線は無視してもよいものである。そうであるならば、本願意匠は引用意匠と類似する意匠といえる程のものであり、わが国意匠法によれば第10条の適用を受けることができるものであるにもかかわらず、なぜ出願変更の旨を特許庁は示唆しなかったのだろうか。

2. 2 意匠に係る物品の名称を、一方では「本体」と記載し、他方では「Handle for～」と原文記載をして「柄体」と訂正しなかった旨を指摘すべきであるから、知財高裁においてはその旨を指摘して、特許庁へ差し戻す判決をしてよかったのではないか。

2. 3 知財高裁は、意匠の類否判断についての根拠規定を意匠法24条2項に基づいているが、正確に言えば出願意匠に対して同規定を適用していることは誤りである。けだし、この規定は「第4章第1節 意匠権」に関する規定であり、出願意匠に関する規定ではないからであり、もし同様の規定をおくのであれば、「第3章 審査」の章又は「第1章 総則」の「第2条 定義」の中に規定されるべきであったからである。

法24条2項の規定は、「第1章 総則」における「定義」に規定されているものではないが、あえてその規定の有効性を認めるとすれば、第24条の「登録意匠の範囲」の項において規定されていることを考慮し、出願意匠ではなく登録意匠に対してのみ適用が可能な規定であると解するしかないのである。けだし、意匠権侵害差止等請求事件においては、意匠権の効力は、登録意匠の範囲に属する類似の意匠に及ぶものであることを、法23条本文が明記していることを裏付けることになるからである。

3. ところで、知的財産権法分野において、需要者という人的基準が登場する法律は、商標法しかないであろう。

しかしながら、特許庁という行政庁が取扱う知財法分野は、発明や考案や意匠の創作を奨励するという創作保護法と言われる特許法、実用新案法、意匠法の3法分野があり、商標法は需要者の利益を保護する識別保護法といわれる別の法分野にも属するといえるものであるから、4法全部を同列に論ずることはできないのである。

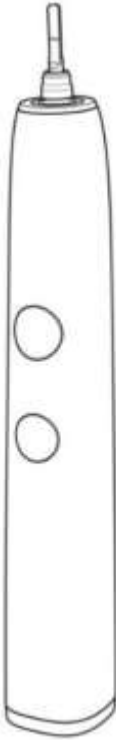
4. 以上の論評は、知的財産権法下における各法の存在意義と法の本質を考えることによって、自然に湧き出て来る思いである。

[牛木 理一]

(別紙 1)

[本願意匠の図面]

1. 1



1. 2



1. 3



1. 4



1. 5



1. 6



1. 7



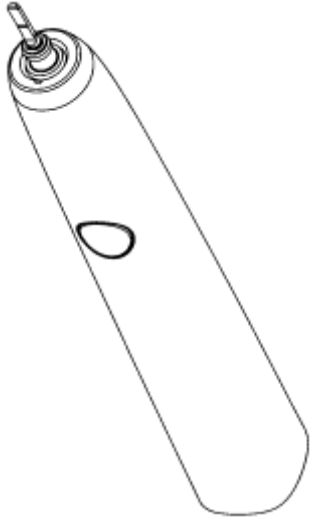
(別紙2)

〔引用登録意匠〕

- (19) 【発行国・地域】日本国特許庁 (JP)
- (45) 【発行日】平成24年1月30日 (2012. 1. 30)
- (12) 【公報種別】意匠公報 (S)
- (11) 【登録番号】意匠登録第1432629号 (D1432629)
- (24) 【登録日】平成23年12月22日 (2011. 12. 22)
- (54) 【意匠に係る物品】電気歯ブラシ本体
- (52) 【意匠分類】C4-143
- (51) 【国際意匠分類 (参考)】04-02、28-03
- (21) 【出願番号】意願2011-12236 (D2011-12236)
- (22) 【出願日】平成23年5月31日 (2011. 5. 31)
- (31) 【優先権主張番号】001787714-0003
- (32) 【優先日】平成22年11月30日 (2010. 11. 30)
- (33) 【優先権主張国・地域又は機関】共同体商標意匠庁 (EM)
- (72) 【創作者】
【氏名】エドワール ゲブスキー
【住所又は居所】オランダ国 3817 エイ ゼット アーメルスフォールト コク
クチェスボンゲルト 2
- (73) 【意匠権者】
【識別番号】397010217
【氏名又は名称】コーニンクレッカ フィリップス エレクトロニクス エヌ ヴィ
【住所又は居所】オランダ国 アイントホーフェン グルーネウツウェーク 1
- (74) 【代理人】
【識別番号】100087789
【弁理士】
【氏名又は名称】津軽 進
- (74) 【代理人】
【識別番号】100122769
【弁理士】
【氏名又は名称】笛田 秀仙
【審査官】宗 裕一郎
- (56) 【参考文献】意登1311233 意登1322681 意登136198
2 ケンコーコム株式会社、ホームページ掲載実績あり、E128149H、(特許
庁意匠課公知資料番号HJ22033055)
- (55) 【意匠に係る物品の説明】本意匠に係る物品は、電気歯ブラシに用いられる
電気歯ブラシ本体である。

【図面】

斜視図



正面図



背面図



左側面図



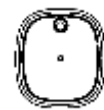
右側面図



平面図



底面図



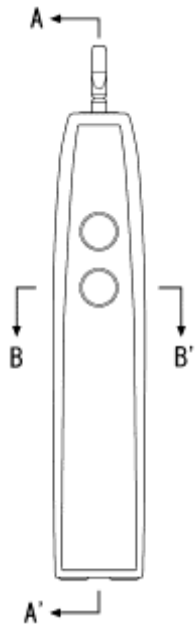
(別紙3)

〔甲2の図面〕

斜視図



正面図



背面図



左側面図



右側面図



平面図



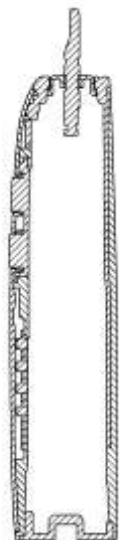
底面図



内部機構を省略した
B-B' 端面図



内部構造を省略したA-A' 端面図



使用状態を示す参考図



(別紙4)

[甲3の図面]

斜視図



正面図



背面図



右側面図



平面図



底面図

